


人事委員会年報

令和4年度

 鹿児島県人事委員会
(令和5年8月)

目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	1
I 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 令和4年度人事委員会開催状況	1
II 事務局	4
1 事務局の組織	4
2 事務分掌	4
第2章 人事委員会の業務	6
I 任用	6
1 採用試験及び採用選考試験	6
2 選考採用	12
3 優秀かつ多様な人材の確保	13
4 簡易開示による請求	13
5 人事委員会規則の制定・改廃	13
II 給与	14
1 給与に関する報告及び勧告	14
2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出	17
3 人事委員会規則の制定・改廃	18
III 審査	19
1 公平審査	19
2 苦情相談	19
3 職員団体の登録等	19
4 公平委員会事務の受託等	20
5 労働基準監督	20
6 人事委員会規則の制定・改廃	20
別表1	22
別表2	23
別表3	25
別表4	27

第1章 人事委員会の組織及び運営

I 人事委員会

1 人事委員会委員

職	氏名	勤務別	任期	現(元)職
委員長	西啓一郎	常勤	H30. 4. 1～R元. 7. 16 R元. 7. 17～R 5. 3. 31	元) 県PR・観光戦略部長
委員	宇那木正寛	非常勤	H29. 7. 27～R 3. 7. 26 R 3. 7. 27～R 7. 7. 26	現) 鹿児島大学教授
委員	平山勢津子	非常勤	R元. 7. 17～R 4. 7. 29 R 4. 7. 30～R 8. 7. 29	現) (株) 玉里自動車学校代表取締役社長

2 令和4年度人事委員会開催状況

回	開催日	議題
1	R4. 4. 12(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の専決処分について 2 令和4年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」受験申込状況について 3 令和3年度鹿児島県職員採用セミナー等の実施結果について 4 令和3年度苦情相談の状況について 5 令和4年職種別民間給与実態調査について
2	R4. 5. 11(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 委員長の専決処分について 3 令和4年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」第1次試験受験状況について 4 第65回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について
3	R4. 6. 9(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について 2 令和4年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」第1次試験合格者数について 3 令和4年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)受験申込状況について
4	R4. 6. 16(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」最終合格者決定について 2 委員長の専決処分について
5	R4. 7. 8(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 令和4年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について 3 委員長の専決処分について 4 令和4年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者数について

回	開催日	議題
		5 令和4年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）受験申込状況について 6 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況等について
6	R4. 8. 9(火)	1 令和4年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者決定について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 委員長の専決処分について 4 人事院勧告の概要について 5 第65回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の結果概要について
7	R4. 8. 29(月)	1 令和4年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）第1次試験受験状況について 2 令和4年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）受験申込状況について 3 令和4年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について 4 人事委員会年報（令和3年度）について
8	R4. 9. 9(金)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について
9	R4. 9. 15(木)	1 「令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針（案）について 2 令和4年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）第1次試験合格者数について 3 鹿児島県地方公務員労働組合協議会からの要求書について 4 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要請書について 5 令和4年度九州地方人事委員会協議会組合会見について
10	R4. 9. 22(木)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 「令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告」について 3 令和4年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について 4 令和4年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの開催について
11	R4. 10. 4(火)	1 「令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告」について
12	R4. 10. 25(火)	1 令和4年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）最終合格者決定について 2 令和4年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）第1次試験合格者数について 3 令和4年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験合格者数について 4 令和4年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験受験状況について 5 令和4年九州各県人事委員会報告・勧告の概要について
13	R4. 11. 16(水)	1 令和4年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）最終合格者決定について 2 令和4年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について

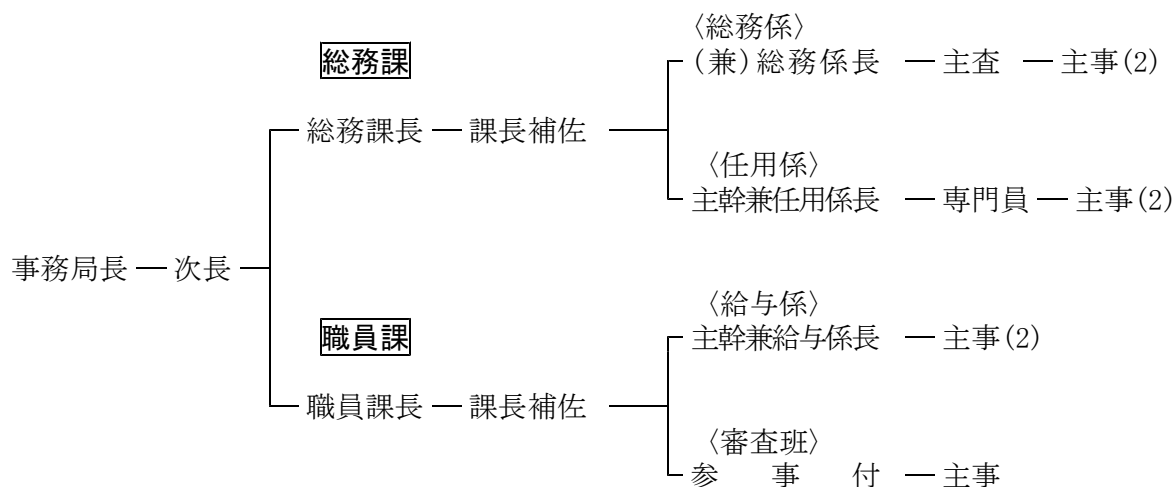
回	開催日	議題
		3 令和4年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験合格者数について 4 令和4年度鹿児島県技術職オンライン現場説明会の実施について
14	R4. 11. 29(火)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について
15	R4. 12. 15(木)	1 令和4年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について 2 大学生等の公務員受験傾向について
16	R5. 1. 12(木)	1 令和4年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について 2 令和4年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの実施結果について
17	R5. 2. 7(火)	1 職員の採用選考について 2 令和4年度鹿児島県技術職オンライン現場説明会の実施結果について
18	R5. 2. 17(金)	1 令和5年度鹿児島県職員採用試験の実施について 2 労働基準等に関する調査の実施結果について
19	R5. 3. 2(木)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について
20	R5. 3. 10(金)	1 鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部改正について 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について 3 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部改正について 4 鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部改正について 5 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について 6 鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部改正について 7 令和5年度鹿児島県職員採用試験の実施について 8 一般職の任期付職員の任期更新の承認について 9 事務局職員の任免について
21	R5. 3. 22(水)	1 令和5年度鹿児島県人事委員会の開催計画について 2 委員長の専決処分について 3 令和5年度人事委員会事務局当初予算の概要について 4 学校訪問等について

* 定例の委員会における「翌月の委員会開催日程協議」については省略

II 事務局

1 事務局の組織

(令和4年4月1日現在)



2 事務分掌

総務課

総務係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管，使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事，研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受，発送，保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること
(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

任用係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること
(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の復職条件の決定に関すること。
- (7) 採用試験及び採用に係る選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 人事評価 (任用係の分掌事務に係るもの) 及び研修に関する研究及びその成果の提出並びに勧告に関すること。
- (11) 職員の定年等に関すること。

職員課

給与係

- (1) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）、給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関する事。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関する事。
- (3) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）に関する勧告並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関する事。
- (4) 給与の支払の監理に関する事。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関する事。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関する事（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議及び意見の提出に関する事。
- (8) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関する事。

審査班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関する事。
- (2) 不利益な処分についての審査請求に対する審査、裁決及び必要な措置に関する事。
- (3) 職員の苦情処理に関する事。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関する事。
- (5) 職員の営利企業への従事等の制限に関する事。
- (6) 退職管理の適正の確保に関する事。
- (7) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関する事。
- (8) 法人格法に基づく規約の認証及び認証の取消しに関する事。
- (9) 勤務条件に関する労働基準監督に関する事。
- (10) 管理職員等の範囲の指定に関する事。
- (11) 委託された公平委員会の事務の処理に関する事。
- (12) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関する事（審査班の分掌事務に係るもの）。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関する事。

第2章 人事委員会の業務

I 任用

1 採用試験及び採用選考試験

令和4年度に人事委員会が実施した職員採用試験及び職員採用選考試験の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 大学卒業程度「行政」(特別枠)試験

大学卒業程度の学力を有する者(年齢22歳から25歳まで)を対象とする試験であり、特別な公務員対策をしていない方でも受験しやすい試験として、平成29年度から実施している。

第1次試験を4月17日、第2次試験を5月20日～6月3日に実施し、6月17日に最終合格者を発表した。

受験者269人、最終合格者44人、競争率6.1倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は27人(11.2%)増加した。

(2) 大学卒業程度試験

大学卒業程度の学力を有する者(年齢22歳から29歳まで。ただし、保健師は21歳から29歳まで)を対象とする試験である。

事務職2職種(行政及び警察事務)と技術職12職種について、第1次試験を6月19日、第2次試験を7月12日～7月27日に実施し、8月10日に最終合格者を発表した。

受験者436人、最終合格者147人、競争率3.0倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は85人(16.3%)減少した。

事務職「行政」の受験者は288人、「警察事務」の受験者は22人で、事務職全体の競争率は4.6倍であった。

一方、技術職の場合、全体の競争率は1.6倍で、「水産」が7.0倍と最も高く、「農業土木」及び「建築」が1.0倍で最も低かった。

(3) 民間企業等職務経験者対象試験

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者(行政は年齢30歳から39歳まで、UIターン枠は59歳以下)を対象とする試験である。

事務職(行政)と技術職(UIターン枠)7職種について、第1次試験を8月14日、第2次試験を9月14日～10月16日に実施し、10月26日に最終合格者を発表した。

受験者234人、最終合格者31人、競争率7.5倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は10人(4.1%)減少した。

(4) 短大卒業程度試験

短大卒業程度の学力を有する者(年齢20歳から27歳まで)を対象とする試験である。

事務職2職種(一般事務及び教育事務)と技術職1職種(土木)について、第1次試験を9月25日、第2次試験を10月18日～11月1日に実施し、11月17日に最終合格者を発表した。

受験者168人、最終合格者51人、競争率3.3倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は15人(9.8%)増加した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が6.7倍、「教育事務」が2.9倍、技術

職では「土木」が1.3倍であった。

(5) 高校卒業程度試験

高校卒業程度の学力を有する者（年齢18歳から21歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び警察事務）と技術職4職種について、第1次試験を9月25日、第2次試験を10月18日～11月1日に実施し、11月17日に最終合格者を発表した。

受験者222人、最終合格者72人、競争率3.1倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は60人（21.3%）減少した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が3.6倍、「警察事務」が7.5倍であった。技術職の場合、全体の競争率は1.4倍で、「土木」が1.7倍と最も高く、「林業」及び「建築」が1.0倍で最も低かった。

(6) 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験

任命権者からの依頼を受けて、就職氷河期世代（年齢37歳から47歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務について、第1次試験を9月25日、第2次試験を10月18日～10月30日に実施し、11月17日に最終合格者を発表した。受験者72人、最終合格者5人、競争率14.4倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は12人（14.3%）減少した。

(7) 障害者を対象とする職員採用選考試験

任命権者からの依頼を受けて、障害者（年齢18歳から39歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務及び警察事務について、第1次試験を10月23日、第2次試験を11月28日～11月30日に実施し、12月16日に最終合格者を発表した。受験者38人、最終合格者5人、競争率7.6倍という状況であった。令和3年度に比べ、受験者は7人（15.6%）減少した。

令和4年度職員採用試験等実施結果

[競争試験]

(単位：人)

	試験名	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数
	試験区分								
大学卒業程度	行政(特別枠)	30	329	269	81.8	104	44	6.1	21
	行政	39	371	288	77.6	129	64	4.5	44
	警察事務	3	30	22	73.3	14	3	7.3	3
	心理	5	14	10	71.4	9	6	1.7	5
	農業	19	30	22	73.3	21	19	1.2	17
	畜産	7	15	9	60.0	7	7	1.3	5
	農業土木	6	7	6	85.7	6	6	1.0	3
	林業	4	9	8	88.9	7	5	1.6	5
	水産	1	7	7	100.0	5	1	7.0	1
	土木	10	20	19	95.0	18	14	1.4	5
	建築	2	7	4	57.1	4	4	1.0	4
	化学Ⅰ	4	14	9	64.3	5	4	2.3	3
	化学Ⅱ	1	10	6	60.0	5	1	6.0	0
	栄養士	2	12	11	91.7	9	3	3.7	2
	保健師	6	15	15	100.0	12	10	1.5	8
小 計		139	890	705	79.2	355	191	3.7	126
民間企業等職務経験者対象	行 政	10	213	193	90.6	24	18	10.7	10
	農 業(UIターン枠)	3	12	8	66.7	5	4	2.0	4
	畜 産(UIターン枠)	1	4	4	100.0	2	1	4.0	1
	農業土木(UIターン枠)	1	3	3	100.0	1	0	—	0
	林 業(UIターン枠)	2	6	5	83.3	3	2	2.5	1
	水 産(UIターン枠)	1	8	8	100.0	5	2	4.0	2
	土 木(UIターン枠)	2	14	13	92.9	6	4	3.3	3
	保 健 師(UIターン枠)	2	1	0	0.0	0	0	—	0
小 計		22	261	234	89.7	46	31	7.5	21
短大卒業程度	一般事務	5	85	47	55.3	27	7	6.7	6
	教育事務	30	164	117	71.3	84	41	2.9	32
	土 木	3	5	4	80.0	4	3	1.3	3
	小 計		38	254	168	66.1	115	51	3.3
高校卒業程度	一般事務	31	187	160	85.6	77	45	3.6	32
	警察事務	4	32	30	93.8	15	4	7.5	3
	農業土木	3	7	7	100.0	7	6	1.2	4
	林 業	3	6	5	83.3	5	5	1.0	4
	土 木	3	20	19	95.0	16	11	1.7	7
	建 築	1	1	1	100.0	1	1	1.0	1
小 計		45	253	222	87.7	121	72	3.1	51
総計		244	1,658	1,329	80.2	637	345	3.9	239

[選考試験]

(単位：人)

試験名	試験区分	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数
障害者対象	一般事務	3	38	30	78.9	14	4	7.5	3
	警察事務	2	10	8	80.0	6	1	8.0	1
	小 計	5	48	38	79.2	20	5	7.6	4
就職氷河期世代対象	一般事務	5	94	72	76.6	20	5	14.4	5
総計		10	142	110	77.5	40	10	11.0	9

令和4年度職員採用試験等実施一覧

試験名	大学卒業程度	大学卒業程度	民間企業等職務経験者
試験区分	行政 (特別枠)	行心畜林土化栄 学養士 政理産業木I士 警察農農業土木 事務業土木産築II師 保健師	行政業(UIターン枠) 農業(UIターン枠) 畜産(UIターン枠) 農業土木(UIターン枠) 林業(UIターン枠) 水産(UIターン枠) 土木(UIターン枠) 保健師(UIターン枠)
受験資格	① 平成9.4.2～平成13.4.1に生まれた者。 ② 平成13.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和5.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。	① 平成5.4.2～平成13.4.1に生まれた者。 ただし、保健師は平成5.4.2～平成14.4.1に生まれた者。 ② 平成13.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和5.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。 化学II、栄養士及び保健師は資格又は免許を必要とする。	① 行政は、昭和58.4.2～平成5.4.1に生まれた者。UIターン枠は、昭和38.4.2以降に生まれた者。 ② 行政は、民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関における職務経験を5年以上有する者。 ③ UIターン枠は、県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関における職務経験を5年以上有する者。
公告日	R4. 3. 1(火)	R4. 3. 1(火)	R4. 3. 25(金)
受付期間	R4. 3. 7(月) ～ 3. 23(水)	R4. 5. 2(月) ～ 5. 18(水)	R4. 6. 1(水) ～ 6. 30(木)
1次試験日 [試験地]	R4. 4. 17(日) [鹿児島市, 東京都]	R4. 6. 19(日) [鹿児島市, 東京都]	R4. 8. 14(日) [鹿児島市, 東京都]
1次合格者 決定日	R4. 5. 18(水)	R4. 6. 27(月)	R4. 9. 8(木)
1次合格者 発表日	R4. 5. 19(木)	R4. 6. 28(火)	R4. 9. 9(金)
2次試験日 [試験地]	R4. 5. 20(金) ～ 6. 3(金) [鹿児島市]	R4. 7. 12(火) ～ 7. 27(水) [鹿児島市]	R4. 9. 14(水) ～ 10. 16(日) [鹿児島市]
最終合格者 決定日 (委員会)	R4. 6. 16(木)	R4. 8. 9(火)	R4. 10. 25(火)
最終合格者 発表日	R4. 6. 17(金)	R4. 8. 10(水)	R4. 10. 26(水)

試験名	短大卒業程度	高校卒業程度	就職氷河期世代を対象とする 職員採用選考試験	障害者を対象とする 職員採用選考試験
試験区分	一般事務 教育事務 土木	一般事務 警察事務 農業 林業 土木 建築	一般事務	一般事務 警察事務
受験資格	平成7.4.2～平成15.4.1に生まれた者。	平成13.4.2～平成17.4.1に生まれた者。	① 昭和50.4.2～昭和61.4.1に生まれた者。 ② 令和4.4.1以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者、かつ、令和4.4.1以前の5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者。	身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者等で、昭和58.4.2～平成17.4.1に生まれた者。
公告日	R4. 3. 25(金)		—	—
受付期間	R4. 8. 3(水) ～ 8. 19(金)		R4. 8. 3(水) ～ 8. 19(金)	R4. 8. 26(金) ～ 9. 14(水)
1次試験日 [試験地]	R4. 9. 25(日) [鹿児島市]		R4. 9. 25(日) [鹿児島市]	R4. 10. 23(日) [鹿児島市]
1次合格者 決定日	R4. 9. 30(金)		R4. 9. 30(金)	R4. 11. 10(木)
1次合格者 発表日	R4. 10. 3(月)		R4. 10. 3(月)	R4. 11. 11(金)
2次試験日 [試験地]	R4. 10. 18(火) ～11. 1(火) [鹿児島市]		R4. 10. 18(火) ～10. 30(日) [鹿児島市]	R4. 11. 28(月) ～11. 30(水) [鹿児島市]
最終合格者 決定日 (委員会)	R4. 11. 16(水)		R4. 11. 16(水)	R4. 12. 15(木)
最終合格者 発表日	R4. 11. 17(木)		R4. 11. 17(木)	R4. 12. 16(金)

令和4年度職員採用試験等実施方法

区 分	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度 (特別枠)	<ul style="list-style-type: none"> ・SPI3 (基礎能力試験) ・PR論文試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・適性検査 ・面接試験
大学卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 (択一式) ・専門試験 (択一式：栄養士、保健師を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 (記述式：行政、警察事務、栄養士、保健師) ・専門試験 (記述式：行政、警察事務、栄養士、保健師を除く) ・適性検査 ・面接試験
民間企業等 職務経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・アピールシート ・SPI3 (基礎能力試験) ・経験論文試験 (行政のみ) ・専門試験 (記述式：UIターン枠のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・適性検査 ・面接試験
短大卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 (択一式) ・専門試験 (択一式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 (記述式：一般事務、教育事務) ・専門試験 (記述式：土木) ・適性検査 ・面接試験
高校卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 (択一式) ・専門試験 (択一式：技術職のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・作文試験 ・適性検査 ・面接試験
就職氷河期世代を 対象とする 職員採用選考試験	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 (択一式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 ・適性検査 ・面接試験
障害者を 対象とする 職員採用選考試験	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 (択一式) ・作文試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・適性検査 ・面接試験

2 選考採用

令和4年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職35人、一般職133人の計168人で、うち人事委員会の選考にかかるもの84人、任命権者の選考にかかるもの84人（医師、看護師等）となっている。

役付職35人の内訳は、課長級8人、課長補佐級8人、係長級19人である。

令和4年度 選考採用結果

(単位：人)

区 分		知事 部局	教 育 委員会	警察 本部	県 立 病院局	計
役付職員	部 長 級					0
	次 長 級					0
	課 長 級	3	2	3		8
	課 長 補 佐 級	2	1	5		8
	係 長 級	5	3	8	3	19
	小 計	10	6	16	3	35
一 般 職 員	医 務 技 師	2			34	36
	獣 医 務 技 師	2				2
	薬 務 技 師	2				2
	臨 床 検 査 技 師				3	3
	診 療 放 射 線 技 師				2	2
	臨 床 工 学 技 師				1	1
	言 語 聴 覚 技 師				1	1
	医 療 福 祉 支 援 主 事				2	2
	看 護 技 師				16	16
	准 看 護 技 師				1	1
	助 産 技 師				1	1
	衛 生 技 師	4			15	19
	工 業 技 師	2				2
	畜 産 技 師	1				1
	水 産 技 師	1				1
	設 備 技 師	1				1
	主 事	26		1		27
	航 海 士		1			1
	警 察 官			12		12
	技 術 職 員			2		2
小 計	41	1	15	76	133	
総 計	51	7	31	79	168	

3 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、優秀かつ多様な人材の確保に努めた。

【主な人材確保活動】

- ・職員採用総合案内パンフレットの作成（6,000部）
- ・鹿児島県技術職ナビゲータ制度の運用
- ・職員採用ホームページ及びSNSによる情報発信
- ・説明会の実施
 - 人事委員会主催 3回（参加者 578人）
 - 大学・短大等での説明会 25回（参加者 1,272人）
 - 就活イベント参加 15回（参加者 531人）

4 簡易開示による請求

人事委員会で実施する職員採用試験等において、簡易な方法による個人情報の開示申出をした者の数は、第1次試験で53人、第2次試験で151人である。

令和4年度 簡易開示結果

(単位：人)

試験区分	第1次試験			第2次試験									合計		
	(不合格者)			(不合格者)			(合格者)			(小計)					
	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%
大卒程度 行政特別枠	3	165	1.8	9	52	17.3	5	44	11.4	14	96	14.6	17	261	6.5
大卒程度	14	185	7.6	22	81	27.2	59	147	40.1	81	228	35.5	95	413	23.0
短大卒程度	5	53	9.4	9	57	15.8	15	51	29.4	24	108	22.2	29	161	18.0
高卒程度	11	101	10.9	6	40	15.0	12	72	16.7	18	112	16.1	29	213	13.6
大(特)・大・ 短・高卒 計	33	504	6.5	46	230	20.0	91	314	29.0	137	544	25.2	170	1,048	16.2
民間経験者	18	188	9.6	3	12	25.0	3	31	9.7	6	43	14.0	24	231	10.4
競争試験 計	51	692	7.4	49	242	20.2	94	345	27.2	143	587	24.4	194	1,279	15.2
障害者 選考	1	18	5.6	1	14	7.1	1	5	20.0	2	19	10.5	3	37	8.1
氷河期世代 選考	1	52	1.9	3	14	21.4	3	5	60.0	6	19	31.6	7	71	9.9
総計	53	762	7.0	53	270	19.6	98	355	27.6	151	625	24.2	204	1,387	14.7

5 人事委員会規則の制定・改廃

令和4年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
第6号	R5. 3.24 (R5. 4. 1)	鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	鹿児島県職員の定年等に関する条例の改正に伴う改正

Ⅱ 給 与

1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、議長及び知事に対して、令和4年10月4日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告及び勧告を行っており、その概要は次のとおりである。

《給与勧告のポイント》

月例給，ボーナスともに引上げ

- ① 職員給与が民間給与を下回っていることを踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（4.30月→4.40月）
～ ①と②の結果、平均年間給与は約4.9万円（0.85%）の増加 ～

(1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所482事業所から、無作為に抽出した121事業所を対象に調査（調査完了率 88.4%）

ア 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、学歴、年齢が同じ者同士で比較

民間給与①	職員給与②	較 差 ①－②
357,149円	356,243円	906円（0.25%）

(注) 職員の平均年齢は42.9歳、平均経験年数は21.4年である。

イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較
民間の支給割合 4.39月分（職員の支給月数 4.30月分）

(2) 給与改定

地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の給与水準を踏まえるとともに、人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、以下のように取り扱うことが必要

ア 本年の給与改定

(7) 給料表

- ・ 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の100.28）を乗じた給料表に改定（初任給は高卒程度で4,000円、大卒程度で3,000円の引上げ）
- ・ 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 期末手当・勤勉手当

勤勉手当を0.10月引上げ（4.30月→4.40月）

(ウ) 改定の実施時期

令和4年4月1日（ただし、(イ)は令和4年12月1日）

○ 改定額（改定率）

区 分	給 料	はね返り	計
行政職	861円	34円	895円（0.25%）

- (注) 1 改定額とは、勧告どおり実施された場合の職員（新規学卒の採用者を除く行政職）の平均引上げ額（引上げ後の平均給与月額 356,243円→357,138円）
2 はね返りとは、給料の引上げに連動して引上げられる定率の手当分

(I) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、今後とも国における見直し等を踏まえ、適切に見直しを行う必要

(3) 人事管理・公務運営の改善

ア 人材の確保及び育成

(7) 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力、勤務環境等について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組むとともに、採用試験の実施時期や試験区分等について国や他の都道府県の動向等も踏まえながら検討し、引き続き、優秀かつ多様な人材の確保に努める必要

(4) 人材の育成

- ・ 職員が自身のキャリア形成をイメージしつつ目標を設定し、日々の業務や自己啓発に取り組むことを支援する研修等の実施は、職員一人ひとりの能力が高まり成長するだけでなく、効率的な組織運営にとっても有用
- ・ 研修の充実や人事交流等の推進により、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に、計画的かつ積極的に取り組む必要

(7) 女性の登用の拡大

女性職員の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に引き続き積極的に取り組む必要

(I) 障害者雇用に関する取組

障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、法定雇用率が達成されていない機関においては、速やかな達成を目指す必要

イ 能力及び実績に基づく人事管理

評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努めるとともに、評価結果の人事管理への更なる活用については、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要

ウ 良好な勤務環境の整備

(7) 長時間労働の是正と柔軟な働き方

a 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 業務執行態勢等の適時・適切な見直しを行うほか、限度時間又は上限時間等を超えて超過勤務を命じた場合の要因の整理、分析及び検証を確実にを行い、重点的に縮減方策を講じる必要
- ・ 管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、より一層適正な勤務時間管理に取り組む必要

b 学校における働き方改革

- ・ 「学校における業務改善アクションプラン」に基づく取組等により、長時間勤務の状況等は改善が見られるものの、依然として月45時間を超える職員がいることから、引き続き、市町村教育委員会と連携しながら、条例等に基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を通じ、働き方改革の実現に向けた各種施策を着実に推進する必要
- ・ 管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校における業務改善の取組をより一層進めていく必要

c 柔軟な働き方

テレワーク等の柔軟な働き方については、現在実施している取組について、その効果や課題の検証を行うとともに、国や他の都道府県の取組も参考にしながら、引き続き、職員が働きやすい環境整備に向けた取組を積極的に進めていくことが重要

(イ) **仕事と生活の両立支援等**

- ・ 男性の育児休業取得については、各任命権者とも、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等で数値目標を掲げ、取組を進めることとしており、目標の達成に向けて、更なる取組の充実が必要
- ・ 職員住宅については、鹿児島県公共施設等総合管理計画に沿った取組に努める必要
- ・ 仕事と生活の両立支援制度をより一層活用できるよう、更なる周知や育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成等に積極的に取り組む必要

(ウ) **健康管理**

- ・ ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要
- ・ 管理監督職員においては、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努め、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に積極的に活用するなどの取組を進めていく必要
- ・ 特に、若手職員や新型コロナウイルス感染症関連業務に従事する職員の心身の負担が過度となることがないように、相談体制や職員向け研修の充実・強化、医師による面接指導等を通じ、職員の更なる健康管理の充実に努める必要

(イ) **ハラスメントの防止**

職員が相談しやすい体制づくり、職員に対するハラスメント発生防止等の取組についての周知・啓発など、関係法令等に基づき必要な措置を講じることにより、職員一人ひとりがハラスメントを見逃さずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要

(オ) **会計年度任用職員制度の運用**

- ・ 地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向等を踏まえながら、引き続き、適切に対応する必要
- ・ 会計年度任用職員の勤勉手当については、引き続き、国における検討状況を注視する必要

エ 公務員倫理の保持

- ・ 職員一人ひとりが全体の奉仕者としての高い倫理観と誇りを持って行動し、県民の期待と信頼に込めていく必要
- ・ 職員による不祥事が複数発生しており、改めて、不祥事の根絶に向けて、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を徹底していく必要

オ 定年の引上げへの対応

現在、関係条例の整備が進められているところであり、令和5年度からの定年引上げが確実かつ円滑に施行されるよう関係規則等の整備を進めるなど、引き続き、所要の準備を着実に進める必要

カ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院においては、給与制度について、公務を取り巻く様々な課題に対応できるようアップデートを図る必要があるとし、俸給表の構造や初任給・昇格・昇給の基準など、様々な側面から一体的に取組を進めることとしており、これらの取組について、国や他の都道府県の動向を注視する必要

2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与等に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、適当と認める旨の意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名	概要
R4. 9. 9	議案第65号	鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例及び鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・育児休業の取得回数制限の緩和に関する措置等
R4. 9. 22	議案第64号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に係る部分を除く。）	・定年年齢の引上げや管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度等が導入されることに伴う関係条例の整備 ・鹿児島県職員の再任用に関する条例の廃止
R4. 11. 29	議案第88号	鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正に係る部分を除く。）	・給料表の引上げ（人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の100.28）を乗じた給料表に改定（初任給を高卒程度で4,000円、大卒程度で3,000円引上げ） ・獣医師の初任給調整手当の限度額の引上げ ・勤勉手当の引上げ
	議案第89号	鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例制定の件	・高齢者部分休業制度を導入することに伴い、新たに制定
	議案第105号	鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・議案第88号に準じた改正
	議案第107号	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・議案第88号に準じた改正
	議案第108号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・警護要則の廃止及び制定に伴う改正
R5. 3. 2	議案第58号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・銃器犯罪捜査等作業手当の支給対象となる犯罪の使用武器の追加 ・銃器犯罪捜査等作業手当の名称の変更

3 人事委員会規則の制定・改廃

令和4年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第3号	R5. 3. 24 (R5. 4. 1)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年引上げ等に伴う改正

Ⅲ 審 査

1 公平審査

(1) 不利益処分についての審査請求の状況

令和4年度は、新たな審査請求はなく、前年度から繰り越したものが12件あるが、年度内に審査、判定を行った事案はなかった。

令和4年度末現在における係属状況は、次の表のとおりである。

区 分	R3年度からの繰越件数	新規受付件数	R4年度中処理件数			R4年度末係属件数
			取下げ	却下	裁 決	
知事部局	10	0	0	0	0	10
教育委員会	2	0	0	0	0	2
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	12	0	0	0	0	12
受託等団体	0	0	0	0	0	0
計	12	0	0	0	0	12

(2) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和4年度は、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越したのものもなかった。

区 分	R3年度からの繰越件数	新規受付件数	R4年度中処理件数			R4年度末係属件数
			取下げ	却下	判 定	
知事部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	0	0	0	0	0	0
受託等団体	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

2 苦情相談

令和4年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

(1) 任命権者別

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託等団体	計
相談件数	13	11	1	7	32

(2) 相談内容

相 談 内 容	任用関係	給与関係	勤務時間・ サービス関係	健康・ 安全関係	セクハラ	パワハラ	いじめ等 (パワハラ除く)	公平審査 関係	その他	計
件数	4	4	7	0	1	3	2	0	11	32

3 職員団体の登録等

令和4年度の新規登録はなく、令和4年度末現在の登録職員団体は、31団体（県関係4団体、受託等団体関係27団体）である。

また、16団体から18件の登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

4 公平委員会事務の受託等

令和4年度末現在、本委員会が公平委員会の事務を受託している団体数、及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき本委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

なお、受託等団体は、別表2のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

区 分	団体数	受託等団体数			非受託等団体数		
		受託	政 令 第402号	計	独自の公 平委員会	その他	計
市	19	7	1	8	11	0	11
町 村	24	13	11	24	0	0	0
市町村計	43	20	12	32	11	0	11
一部事務組合等	37	27	9	36	0	1	1
合 計	80	47	21	68	11	1	12

5 労働基準監督

(1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、令和4年5月9日付けで改正した。なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

(2) ボイラー等の検査

令和4年度は、落成検査を実施した事業所はなかった。

なお、特定機械等の性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、同機関から性能検査結果報告書の提出を受けている。

令和4年度末におけるボイラー等の設置事業所は、22事業所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。

(3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

本委員会が労働基準監督機関として職権を行使する191事業所の労働基準関係事務について、関係事業場の実態を把握し、関係法令及び職員の勤務条件制度の適正な運用に資するため、書面による実態調査を行った。

また、職員の勤務実態や特定機械等の状況等について調査し、関係法令等の周知徹底を図り、併せて指導助言をするため、令和4年度は12か所を対象に実地調査を行った。

(4) 解雇予告除外認定

令和4年度に行った解雇予告除外認定は、次の表のとおりである。

申請者	事業の種類	申請年月日	認定年月日
知事	官公署の事業	R4. 7. 1	R4. 7. 4

6 人事委員会規則の制定・改廃

令和4年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第1号	R4. 5. 27 (R4. 5. 27)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織機則等の改正等に伴う改正
第2号	R4. 7. 22 (R4. 7. 22)	委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	各受託等団体における組織機構改正等に伴う改正
第3号	R4. 8. 26 (R4. 8. 26)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事異動による職の新設等に伴う改正

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第1号	R5. 3. 24 (R5. 4. 1)	鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年引上げ等に伴う改正
第2号	R5. 3. 24 (R5. 4. 1)	鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年引上げ等に伴う改正
第4号	R5. 3. 24 (R5. 4. 1)	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年引上げ等に伴う改正
第5号	R5. 3. 24 (R5. 4. 1)	鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年引上げ等に伴う改正

別表 1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係〔4団体〕

(令和5年3月31日現在)

整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無	整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無
1	自治労鹿児島県職員労働組合	S41. 10. 12	有	3	鹿児島県高等学校教職員組合	S44. 6. 24	有
2	鹿児島県教職員組合	S41. 10. 12	有	4	鹿児島県立短期大学教職員組合	S47. 5. 2	無

(2) 受託等団体関係〔27団体〕

(令和5年3月31日現在)

整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無	整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無
1	中種子町役場職員組合	S42. 1. 30	有	16	指宿市職員労働組合	H18. 11. 16	無
2	南種子町職員労働組合	S42. 1. 30	無	17	全日本自治団体労働組合	H19. 10. 30	有
3	天城町職員労働組合	S45. 10. 1	無		奄美市職員労働組合		
4	徳之島町職員組合	S47. 2. 5	有	18	全日本自治団体労働組合	H20. 4. 10	無
5	知名町職員組合	S47. 3. 7	無		屋久島町職員労働組合		
6	喜界町職員労働組合	S48. 2. 16	無	19	南九州市役所職員組合	H20. 11. 25	無
7	龍郷町職員組合	S50. 10. 24	有	20	南九州市職員労働組合	H21. 1. 27	無
8	大崎町職員組合	S51. 3. 8	無	21	全日本自治団体労働組合	H22. 2. 16	無
9	垂水市役所職員労働組合	S53. 12. 25	有		肝付町職員組合		
10	十島村職員組合	S59. 9. 17	無	22	自治労南大隅町職員組合	H23. 12. 20	無
11	大和村職員労働組合	S63. 4. 6	無	23	曾於市職員組合	H24. 2. 9	無
12	湧水町職員労働組合	H17. 9. 22	無	24	長島町職員組合	H24. 7. 9	無
13	全日本自治団体労働組合	H18. 2. 10	無	25	東串良町役場職員組合	H24. 10. 10	無
	いちき串木野市職員労働組合			26	さつま町職員組合	H24. 12. 27	無
14	南さつま市職員労働組合	H18. 2. 10	有	27	与論町職員組合	H26. 5. 12	無
15	志布志市職員労働組合	H18. 3. 28	無				

別表2 受託等団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村 [20団体：7市，11町，2村]

(令和5年3月31日現在)

番号	市町村名 (市)	事務受託 年月日	番号	市町村名 (町)	事務受託 年月日	番号	市町村名 (村)	事務受託 年月日
1	垂水市	S40. 4. 1	1	南種子町	S28. 4. 1	1	三島村	S28. 6. 1
2	曾於市	H17. 7. 15	2	大崎町	S34. 12. 25	2	十島村	S37. 6. 15
3	いちき串木野市	H17. 10. 25	3	東串良町	S41. 1. 1			
4	南さつま市	H17. 11. 22	4	中種子町	S41. 1. 1			
5	指宿市	H18. 1. 20	5	さつま町	H17. 4. 1			
6	志布志市	H18. 1. 20	6	湧水町	H17. 4. 1			
7	南九州市	H19. 12. 28	7	錦江町	H17. 4. 1			
			8	南大隅町	H17. 4. 11			
			9	肝付町	H17. 7. 15			
			10	長島町	H18. 4. 1			
			11	屋久島町	H19. 10. 26			

(参考) 公平委員会設置市：鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市，日置市，出水市，始良市（合計11市）

(2) 受託一部事務組合等 [27団体]

(令和5年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	事務受託 年月日	番号	一部事務組合等名	事務受託 年月日
1	鹿児島県市町村総合事務組合	S37. 10. 15	15	曾於北部衛生処理組合	S56. 4. 1
2	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	S41. 1. 1	16	北薩広域行政事務組合	S59. 4. 1
3	南薩地区衛生管理組合	S43. 1. 1	17	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	S59. 4. 1
4	指宿南九州消防組合	S47. 7. 17	18	曾於南部厚生事務組合	S61. 4. 1
5	阿久根地区消防組合	S49. 8. 1	19	熊毛地区消防組合	H 5. 4. 1
6	伊佐湧水消防組合	S50. 4. 1	20	南薩介護保険事務組合	H11. 8. 1
7	大隅曾於地区消防組合	S53. 4. 1	21	始良・伊佐地区介護保険組合	H11. 11. 1
8	指宿広域市町村圏組合	S53. 4. 1	22	曾於地区介護保険組合	H11. 11. 1
9	大隅肝属地区消防組合	S53. 4. 1	23	種子島地区広域事務組合	H11. 11. 1
10	南大隅衛生管理組合	S54. 4. 1	24	大隅肝属広域事務組合	H12. 11. 1
11	中南衛生管理組合	S54. 4. 1	25	公立種子島病院組合	H13. 11. 1
12	大口地方卸売市場管理組合	S54. 4. 1	26	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	H19. 11. 1
13	伊佐北始良環境管理組合	S54. 4. 1	27	種子島産婦人科医院組合	H21. 11. 1
14	伊佐北始良火葬場管理組合	S54. 4. 1			

(3) 政令第402号関係団体

ア 市町村 [12団体：1市，9町，2村]
(令和5年3月31日現在)

番号	市町村名	番号	市町村名
1	奄美市	7	徳之島町
2	大和村	8	天城町
3	宇検村	9	伊仙町
4	瀬戸内町	10	和泊町
5	龍郷町	11	知名町
6	喜界町	12	与論町

イ 一部事務組合等 [9団体]

(令和5年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	設立年月日
1	大島地区衛生組合	S48. 8. 17
2	沖永良部衛生管理組合	S51. 4. 1
3	沖永良部与論地区広域事務組合	S58. 2. 3
4	徳之島地区消防組合	S59. 4. 1
5	大島地区消防組合	H元. 4. 1
6	奄美群島広域事務組合	H 3. 7. 1
7	徳之島地区介護保険組合	H11. 6. 1
8	奄美大島地区介護保険一部事務組合	H11. 6. 1
9	徳之島愛ランド広域連合	H13. 3. 8

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所 (令和4年5月9日改正)

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第12号	教育, 研究, 調査	知事部局 総務部 観光・文化スポーツ部 環境林務部 商工労働水産部 農政部 危機管理防災局	短期大学 歴史・美術センター黎明館 環境保健センター 森林技術総合センター 工業技術センター 高等技術専門学校 (4) 障害者職業能力開発校 水産技術開発センター 大隅加工技術研究センター 農業開発総合センター 農業開発総合センター支場 (4) 農業開発総合センター畜産試験場 フラワーセンター 肉用牛改良研究所 消防学校 環境放射線監視センター 22
		教育委員会 事務局	楠隼中学校 高等学校 (61) 特別支援学校 (寄宿舎を除く。) (16) 総合教育センター 図書館 (2) 青少年研修センター 少年自然の家 (2) 博物館 埋蔵文化財センター 86
		公安委員会 警察本部	警察学校 1
官公署の事業 (別表第1に掲げる事業を除く。)	同左	知事部局 総務部 暮らし保健福祉部 商工労働水産部 農政部 危機管理防災局 地域振興局 支庁	本庁 東京事務所 消費生活センター かがしま県民交流センター 女性相談センター 知的障害者更生相談所 (2) 大阪事務所 福岡事務所 計量検定所 病虫害防除所 家畜保健衛生所 (6) 家畜保健衛生所支所 (3) 防災航空センター 地域振興局 (保健福祉環境部, 北薩地域振興局建設部甌島支所, 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課, 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。) (5) 北薩地域振興局建設部甌島支所 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 曾於畑地かんがい農業推進センター 支庁 (保健福祉環境部及び大島支庁農林水産部農政普及課特殊病虫害係を除く。) (2) 熊毛支庁屋久島事務所 (保健福祉環境課を除く。) 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所 大島支庁徳之島事務所 (保健衛生環境課を除く。) 大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所 38

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）	同左	教育委員会事務局	本庁 教育事務所（7） 総合体育センター 9
		公安委員会警察本部	警察本部 警察署（27） 28
		その他各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 7
計	191 事業所		

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

（2） 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第1号	水道	工業用水道部	工業用水課 1
別表第1第7号	飼育，畜産	知事部局支庁	大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係 1
別表第1第13号	保健衛生	知事部局 くらし保健福祉部	精神保健福祉センター ハートピアかごしま 若駒学園 こども総合療育センター 難病相談・支援センター 児童相談所（3） 食肉衛生検査所（7） 動物愛護センター
		地域振興局	保健福祉環境部（支所を除く。）（5） 保健福祉環境部支所（4）
		支庁	保健福祉環境部（2） 熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 29
		県立病院局	県立病院課 病院（4） 県民健康プラザ鹿屋医療センター 6
		教育委員会事務局	特別支援学校寄宿舎（5） 5
計	42 事業所		

別表4 ボイラー等の設置状況

(令和5年3月31日現在, 単位: 基)

事業所名	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ	計
水産技術開発センター		1			1
工業技術センター		3(1)			3(1)
歴史・美術センター黎明館	1(1)				1(1)
大隅加工技術研究センター		2			2
鹿児島地域振興局(建設部)			2(1)		2(1)
北薩地域振興局(建設部)			1		1
大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在			4		4
鹿児島県本庁(出納局管財課)				5	5
かごしま県民交流センター			1(1)	1(1)	2(2)
鹿児島水産高等学校	1	2			3
薩摩中央高等学校		1			1
徳之島高等学校		1			1
川内商工高等学校	1				1
鹿屋農業高等学校		1			1
加治木工業高等学校	1				1
伊佐農林高等学校		1			1
市来農芸高等学校		1			1
鶴翔高等学校		2			2
種子島高等学校		1			1
曾於高等学校		1			1
山川高等学校		1			1
加世田常潤高等学校		1			1
計 22 事業所	4(1)	19(1)	8(2)	6(1)	37(5)

(注) () は, 休止報告のあった基数で, うち書。

人事委員会年報（令和4年度）

令和5年8月 発行

編 集

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 事 務 局
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 1 0 番 1 号
電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 3 8 2 1